

[各論I] 景気対策減税一色の 2009年度税制改正

片桐 正俊

中央大学経済学部教授

2009年度税制改正の性格

「平成21年度税制改正の大綱」は、冒頭で「現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資する等の観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講ずること」として、税制改正を行うと述べている。

これを読み解き、2009年度税制改正の性格を分かり易く特徴づければ次のようになる。

第1に、アメリカのサブプライムローン問題に端を発して世界的に広がった金融危機は、世界同時不況として実体経済に及び、わが国をも直撃するようになっているので、景気対策的減税一色の税制改正になったということである。

これは取りも直さず所得税、法人税、消費税、相続税、環境税等の抜本改革を先送りしてしまったということに他ならない。それはまた、社会保障を持続可能にするための安定的財源の確保という課題も先送りすることになった。

第2に、減税の規模は国と地方を合せて平年度ベースで実に約1兆1,000億円にもなるが、中身は幾つかの政策減税の寄せ集めのため、景気刺激も限られるのではないかと思われる。GDP押し上げ効果は最大で0.2%程度と言われている。なお、2009年度の税制改正による国税の増減収見込額（概算）

は表の通りである。国税総額で見て平年度6,850億円の減収で、主な減収要因は、住宅・土地減税、法人減税、中小企業減税、自動車減税等である。

以下主な減税項目について内容を紹介し、その意義を問うことにしておこう。

住宅・土地減税が改正の目玉

2009年度税制改正の最大の目玉は、住宅ローン減税である。現行の住宅ローン減税は10年間の減税額が最大で合計160万円となっているが、これを大幅に拡充する。すなわち、寿命が長い長期優良住宅（200年住宅）の場合、10年間で最大600万円（2009-11年入居の場合）の税額控除が認められる。毎年の減税額は入居時期によって異なる。2009～11年の入居者は、毎年年末のローン残高の1.2%を所得税から税額控除する。対象となるローン残高の上限は5,000万円で、年間の減税額は最大60万円である。入居が12年になるとローン残高4,000万円、13年だとローン残高3,000万円に上限を引き下げ、それぞれ毎年ローン残高の1%を減税額とする。

一般住宅では10年間で最大500万円（2009-10年入居の場合）の税額控除が受けられる。これも毎年の減税額は入居時期によって異なる。2009～10年の入居者はローン残高5,000万円を上限に、毎年ローン残高の1%を減税額にする。ローン残高は入

表 平成21年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額（概算）

(単位：億円)

改正事項	平年度	初年度 (21年度増減収見込額)
1 住宅・土地税制		
(1) 住宅ローン減税の拡充	△ 1,530 (注1)	△ 110
(2) 長期優良住宅の新築等及び既存住宅の改修に係る 税額控除制度の創設	△ 240	△ 110
計	△ 1,770	△ 220
2 法人関係税制		
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却制度の導入	△ 850	△ 780
(2) 資源生産性向上促進税制の創設	△ 430	△ 410
計	△ 1,280	△ 1,190
3 中小企業関係税制		
(1) 軽減税率の引下げ	△ 1,100	△ 1,100
(2) 欠損金の繰戻し還付の適用停止の廃止	△ 1,120	△ 940
計	△ 2,220	△ 2,040
4 相続税制		
(1) 取引相場のない株式等に係る納税猶予制度の創設	△ 210	△ 170
(2) 農地等の納税猶予制度の見直し	△ 80	0
計	△ 290	△ 170
5 金融・証券税制		
確定拠出年金制度の拡充	△ 270	△ 50
6 自動車課税		
自動車重量税の減免措置の創設	△ 1,020 (注2)	△ 1,020 (注2)
合 計	△ 6,850	△ 4,690

注1:住宅ローン減税の拡充による平年度減収見込額は、平成21年から25年までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均と改正前の制度（平成20年中に居住の用に供する場合に適用される制度）を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

注2:自動車重量税の減免措置の創設による減収見込額は、特別会計分（平年度△340億円、初年度△340億円）を含む。

注3:上記の計数は、精査の結果、今後異同を生ずることがある。

居が2011年では4,000万円、2012年では3,000万円、2013年では2,000万円が上限となり、毎年の減税額はローン残高の1%である。

ただ、これらの減税の恩恵を多く受けられるのは、ローン額も大きい高所得層で、平均的な所得層は銀

行の住宅融資の条件が厳しくなっているだけに、ローン額を増やすことができなければ、減税の恩恵も少なくなる。もっとも年収が多くない所得層でも多少なりとも恩恵が受けられるようにするために、所得税から控除しきれない分を住民税から最高9.75万円を差

し引けるようにしている。

また、自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合、一般に普通の住宅より建築費が高くなるため、割高になった部分の10%をその年の所得税から差し引く制度を設ける。税制優遇を受けるには2011年末までに入居の必要がある。省エネやバリアフリー改修を行う場合についても、標準的な工事費用か実際にかかった工事費用のうち、少ない方から10%を税額控除できる制度を設ける。

次に、土地税制に関する減税措置について述べる。個人や法人が2009～10年に取得した土地を5年超所有して売却した場合の譲渡益については、1,000万円を上限に非課税とする制度を設ける。また、事業者が2009～10年に土地を先行取得して、その後10年間に他の土地を売却した場合、その譲渡益課税を繰り延べることができる制度を設ける。さらに土地売買で、登録免許税の軽減税率を2年間、不動産取得税の軽減税率（標準税率4%を3%に軽減）を3年間それぞれ延長する。

土地の流動化と有効活用の推進が経済を浮揚させる上で急務との判断が、こうした土地減税政策を取らせているのであるが、効果の程は分からぬ。また、これを利用できる高所得者や事業者が優遇される制度であることには違いない。さらに、土地譲渡益課税の税収は2007年で6,000億円であるが、不況下にその非課税制度を導入すれば、財政悪化要因となる懸念もある。

中小企業等企業減税による支援

中小企業対策として次の2つの減税が行われる。
①資本金1億円以下の中小企業の2009年4月1日から2011年3月31日までの各事業年度の所得のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率（標準は30%）を22%から18%に引き下げる。ただし、黒字企業でないと、減税の対象にならない。そこで、②2008年度決算以降、赤字に転落した企業には「繰り戻し還付」の対象を広げる。現在は設立

後5年以内の企業しかこの制度を利用できないが、2009年度改正では中小企業全体に広げる。「繰り戻し還付」は、前期の年間所得から本期の赤字を差し引いた額で前期の法人税を計算し直し、一部を払い戻す。

黒字の中小企業にとっては、現在の法人税の軽減税率22%からさらに4%ポイントも負担軽減されるのだから、かなりの優遇措置となろう。また、赤字転落した中小企業には「繰り戻し還付」が適用されるので、ないよりまし程度の負担軽減にはなろう。しかし、中小企業の圧倒的多数は連続して赤字法人であるケースが多く（2006年ベースでは中小企業の7割近くが赤字）、それらには上記の法人税軽減措置の恩恵は及ばない。

次に、成長力の強化と経済の活性化を目的とした2つの減税について述べよう。

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、2009年4月1日から2011年3月31日までの間に取得するエネルギー需給構造改革推進設備などは、その事業の用に供した事業年度において普通償却限度額まで即時償却できることになった。

また、産業活力再生特別措置法の改正に伴い、その施行日から2012年3月31日までの間に、資源生産性の向上に資する設備等を取得した場合に、取得価額の30%相当額（建物などは15%相当額）の特別償却が認められることになった。

前者の平年度減税額が850億円、後者が430億円で、成長力の強化と経済の活性化を言うわりに、減税の規模は小さい。

企業減税は、以上の他にもう1つ国際課税面において実施されることになったので述べておこう。わが国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備のため、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする制度を設ける。

日本企業の海外現地法人の内部留保は2006年単年度で3兆2,402億円に上り、その残高は2006年度で過去最高水準の約17兆2,000億円にまで

なっている。現行の日本の法人税制は企業の海外所得も課税対象とする「全世界所得課税制度」を取っているので、日本企業は海外で稼いだ利益を配当として日本に戻すと、主要国で最高水準の法人税が課せられる恐れがあり、海外現地法人に内部留保する道を選択しているのである。今回の減税措置は、海外で得た利益を国内に還流させ、国内投資や研究開発の活性化を図ろうとするものである。ただ、「全世界所得課税制度」を犠牲にしてまで行うこととした減税政策で、果たして期待通りの結果が得られるのか、疑問である。

金融・証券の減税措置による市場の下支え

金融危機の世界的な広がりによって落ち込んでしまった株式市場を下支えするために、2009年以降以下の①～⑤のような金融・証券の減税措置が取られることになった。

- ①上場株式等の配当所得及び譲渡所得等について、現行の10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）を3年間延長する。
- ②2012年から少額投資非課税制度を導入する。
年間100万円を上限に最長で5年間、総額で500万円までの株式投資について、配当と譲渡益を非課税にする。投資家は非課税口座を1人につき1つ開設し、その口座で購入した株式が対象となる。
- ③企業が拠出した掛金を従業員個人が運用する「確定拠出年金」の税制は、非課税限度額を引き上げる他、会社の拠出分に社員が掛金を上乗せできる「マッチング拠出」を導入する。
- ④所得税及び個人住民税において、生命保険料控除における新たな控除枠として、介護医療保険料控除を創設する。
- ⑤株式や投信の売買で損失が出た場合に、株式の配当金や投信の分配金と損益通算ができるようになる。これは、金融商品の投資損益を通算して課税する「金融所得の一体化」の本格

実施につながる面はある。2009年は、配当金や分配分を申告分離課税として確定申告する必要がある。このため確定申告で損益通算した結果利益が残ると、国民健康保険料や配偶者控除などの関係で負担増になる場合も出てくるので注意が必要である。2010年以降は「源泉徴収ありの特定口座」で配当金などを受け入れれば、口座内での損益通算ができるようになるので、確定申告は不要となる。

また、2009年から投信の解約請求時の利益が譲渡所得扱いになる。「源泉徴収ありの特定口座」ならば確定申告は不要であるが、「源泉徴収なしの特定口座」と「一般口座」の場合が問題になる。換金時に源泉徴収されないため、給与所得・退職所得以外の所得合計が年20万円超ならば確定申告が必要になる。

いずれにせよ、上記のような金融・証券の減税政策は、低迷する株式市場の下支えを目的にしているとはいえ、「金持ち優遇」の批判を免れることはできない。

自動車関連減税と道路特定財源制度の廃止

自動車の販売台数が減少し、関連産業に影響を及ぼす中、需要を促進し、低炭素社会実現につながる措置を講ずる必要があるとの認識の下に、2009年度から3年間低公害車の新規購入に際し、自動車重量税と自動車取得税に軽減措置が設けられることになった。具体的には、自動車重量税と自動車取得税は、電気自動車やほとんどのハイブリッドカーについては100%、「四つ星車」（2005年排ガス基準比75%以上低減）で燃費が2010年度基準25%以上向上した車等については75%、四つ星車で燃費が2010年度基準15%以上向上した車等については50%、負担軽減される。

こうした減税措置によってエコカーを購入する人は恩恵を受けるに違いないが、低迷する自動車販売をどこまで押し上げる効果があるのか分からない。

道路特定財源制度は2009年度予算で廃止され

ることになった。そうなれば、道路整備目的で徴収してきたガソリン税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率の課税根拠はなくなってしまい、それらの暫定税率を撤廃しなければならない。ところが、暫定税率分も含めた税率のあり方は今後の税制抜本改革の際に検討するとし、それまでの間、現行の税率水準は原則維持するとされている。

課税の根拠がないまま、それらの税の暫定税率の現行水準を維持するというのはおかしい。現行水準を維持するなら、「温暖化対策」等の新たな課税根拠を示して、実質的にそれらを環境税に組み替えていくことが必要であろう。化石燃料に含まれる炭素に一律に課税する炭素税を新たな環境税とする案には、大企業を中心に強い反対があり、実現が難しい。ならば、現在の道路整備目的税を新たな環境税に組み替えていくのが案外環境税実現の早道かもしれない。

なお、道路特定財源の一般財源化にはもう1つ問題がある。道路特定財源の一般財源化を決断した福田前首相は、一般財源化の中身として、「生活者財源」として高齢者医療や少子化対策を使う考えを示していたが、交替した麻生首相が指示した「地方に1兆円配分」の具体策として、公共事業に使途を限定した交付金にすることで結着をはかった。

新しい交付金は、ガソリンにかかる揮発油税収の中から自治体に配分する「地方道路整備臨時交付金」(2008年度約7,000億円)をなくし、その代わりに金額を3,000億円増やして創設する。その名前は「地域活力基盤創造交付金」という。公共事業目的とはいえ主体は道路事業が中心であるので、道路目的が形を変えて温存され、実のある一般財源化が完全に骨抜きにされてしまったのである。

相続税・贈与税の事業継承減税

相続税を現行の「法定相続分課税方式」から「遺産取得課税方式」へ変更する抜本改革は先送りされた。ただ、事業継承減税措置として取引相場のない株式等にかかる相続税・贈与税の納税猶予制度

の導入と、農地に係る相続税の納税猶予制度について、農地の有効利用を促進する貸付けも適用対象とする等の拡充が決められている。

今後の抜本的税制改革の課題

政府は、2008年12月24日に税制抜本改革の道筋を示す「中期プログラム」を閣議決定し、これを2009年度税制改正関連法案の付則に盛り込む方針を決めた。

今日焦点となっている消費税についての中期プログラムの骨子は、「3年以内の景気回復に向けた集中的な取組みにより経済状況を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置を予め講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する」というものである。税収を「社会保障目的税」化し、複数税率を検討することも明記している。

ただ、消費税率の引き上げの条件としている「3年以内の景気回復」が実現するのか、またそれを測るメルクマークは何なのか、消費税率を引き上げる場合にはどの程度引き上げるのか、全く不明確なままである。したがって、社会保障の安定的財源確保の見通しも立っていない。

中期プログラムは消費税以外にも、所得税の最高税率(40%)の引き上げや給付付き税額控除の方向性、格差是正と中低所得者世帯への負担軽減の検討等を打ち出している。法人税については、課税ベースの拡大と実効税率の引き下げ等、国際競争力強化の観点から検討を進めている。地方税制は地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことで税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めるとしている。さらに、納税者番号制度の導入を準備している。

ただいずれも、実現の見通しは全く不明である。税制抜本改革の行方は、総選挙後の新政権の取組みにかかっていると言えよう。■